

# 福岡県公報

平成25年8月13日  
第3521号

## 目次

### 告示(第1276号-第1289号)

○保安林子定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林子定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) …………… 6

### 公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 6
○平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課) …………… 6
<b>選挙管理委員会</b>	
○政治団体の設立届	(市町村支援課) …………… 7
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 8
○政治団体の解散届	(市町村支援課) …………… 12
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課) …………… 13
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 13
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課) …………… 14

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)	…………… 16
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課) …………… 17
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課) …………… 17

### 雑 報

○危険物取扱者試験の実施	(消防防災指導課) …………… 17
--------------	--------------------

## 告 示

### 福岡県告示第1276号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林子定森林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字篠栗字畦原3172の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字畦原3172の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1277号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐ノ木谷719の4・721の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1278号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所  
田川郡赤村大字赤字地蔵ノ木浦1278の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1279号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人コミュニケーション・アート

(2) 代表者の氏名

松澤 佐和子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市南ヶ丘4丁目3番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人のアート活動をサポートする事業を行い、アートを通じて障がい者の社会参加と自立を促し支援すると共に、発展途上国の人々への自立支援にも寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1280号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑前塾

(2) 代表者の氏名

宮瀬 昇三

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字感田1595番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、古武道を通じた文化活動に関する事業を行い学術、文化の振興に寄与することを目的とすると共に、竹及び木材に関する事業を行い環境保全に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1281号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふくろうの森

(2) 代表者の氏名

田中 寿美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市上津町2024番地26

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県久留米市及びその近郊において通常の事務所に雇用されることが困難な障害者（以下「障害者」という。）に対して、就労の機会並びに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓

練に関する事業を行い、障害者の社会的自立のために必要な生活支援や情報の提供及び相談に関する業務を行うことで、障害者の社会参加を促進し、福祉の充実に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1282号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）テックランドうきは店
- (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字大坪1631番1ほか

##### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

#### 福岡県告示第1283号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称） ドラッグコスモス須恵店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂57番3ほか

##### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

#### 福岡県告示第1284号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル小竹店
- (2) 所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1532

##### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

###### (1) 歩行者の通行の利便の確保等

当該店舗周辺の道路は通学路となっており、登下校時などに来退店車両との交通事故等が発生しないよう、児童の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTAからの要望等に対して誠実な対応をお願いします。

###### (2) 防災・防犯対策への協力

「小竹町安全安心まちづくり推進条例」に基づき従業員の啓発及び教育に努めていただきますようお願いいたします。

###### (3) 廃棄物に係る事項等

「小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき事業者の責任において適切に処理を行っていただきますようお願いいたします。

###### (4) その他

「小竹町の環境をよくする条例」に基づきたばこの吸殻、空き缶等のポイ捨て防止について、従業員及び来店者につきましても啓発に努めていただきますようお願いいたします。

**福岡県告示第1285号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
- (2) 所在地 福岡県太宰府市五条二丁目22番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1286号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア太宰府店
- (2) 所在地 福岡県太宰府市五条二丁目22番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
紙類等の再生可能な資源の有効活用に努め、ごみの減量化に配慮していただきたい。

(4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項  
自動車進入による立体駐車場の金属音、タイヤの摩擦等の騒音に対する問い合わせあり。

(6) 廃棄物に係る事項等  
意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし

(8) その他  
変更届出書4ページ 6(1)②法令上の用途等での用途地域が「近隣商業地域」と記載されているが、現況は「第2種住居地域」である。

**福岡県告示第1287号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西鉄ストア花畑店
- (2) 所在地 福岡県久留米市西町1434番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第1288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区  
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
大橋土地改良区 大橋第二土地改良区	平成25年8月1日

#### 福岡県告示第1289号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原  
東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定に  
より次のように公告する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

退任した理事

氏 名	住 所
井上 智	糸島市篠原東二丁目12番20号

## 公 告

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）  
第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基  
づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平  
成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社マルタ

(2) 所在地

福岡県京都郡苅田町新津一丁目11番17号

(3) 代表者

代表取締役 金田 恵美

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許  
可の取消し

#### 3 処分の年月日

平成25年7月23日

#### 4 処分の理由

事業者が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する  
者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため

#### 公告

平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成25年8月13日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 受験資格

特に制限はない。

#### 2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を  
含む。）

## (2) 日時及び場所

日 時		場 所
平成25年11月8日 (金曜日)	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は200円、4部又は5部の場合は240円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

## (2) 受付期間

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会福岡県総支部	河野 正美	伴野 守	古賀市川原989-2	○	平成25年3月25日
みんなの党福岡県支部	佐藤 正夫	安部 幸治	北九州市小倉北区熊本1-2-1フェイスビル2F	○	平成25年3月1日

(2団体)

ア 受験申込みの受付期間は、平成25年9月17日（火曜日）から同年10月18日（金曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成25年10月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成25年11月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

## 5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

**選挙管理委員会**

## 福岡県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

## (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上かずのり後援会	井上 一徳	井上 はるみ	朝倉郡東峰村大字小石原鼓503-1	平成25年3月18日
大場謙一後援会	大場 信行	早川 俊夫	田川郡赤村大字赤1607	平成25年3月25日
梶原文明後援会	和田 米敏	梶原 文明	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3087	平成25年3月7日
かわの義博後援会	弘友 和夫	古川 繁実	福岡市博多区博多駅前4-36-31	平成25年3月22日
菊谷しげる後援会	菊谷 茂	小松 学	田川郡福智町上野3671-3(町営大浦団地53-9号)	平成25年3月15日
木村優子後援会	木村 優子	矢上 千由子	糟屋郡粕屋町大字内橋134-11	平成25年3月1日
立花純後援会	立花 純	松藤 博司	柳川市新町55-3	平成25年3月12日
谷川康之後援会	谷川 康之	谷川 悦子	田川郡香春町大字採銅所4586	平成25年3月15日
早富恵子後援会	早富 恵子	早富 順治	筑紫郡那珂川町大字道善5-64-9	平成25年3月15日
春本としのり後援会	春本 敏典	春本 正信	田川郡赤村大字内田2160	平成25年3月12日
山脇秀隆後援会	山脇 秀隆	山脇 扶美子	糟屋郡粕屋町原町5-2-7	平成25年3月15日
吉野博後援会	吉野 博	吉野 裕一	筑紫郡那珂川町松木3-82	平成25年3月1日

(12 団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第82号

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

(1) 政党の支部

平成25年8月13日

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
社会民主党福岡県久留米支部	主たる事務所の所在地	久留米市野中町944-3	久留米市小頭町6-17	平成25年3月25日	平成25年3月26日
	代表者	鬼塚 民生	上野 健三郎		
	会計責任者	金岩 秀郎	寺崎 憲行		
自由民主党春日市支部	主たる事務所の所在地	春日市上白水3-48-2階	春日市岡本1-126	平成25年3月25日	平成25年3月27日
	代表者	松尾 嘉三	友廣 英司		

自由民主党久留米市支部	会計責任者	小坪 鉄藏	永野 宗重	平成24年7月30日	平成25年3月28日
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第六支部	会計責任者	渡辺 均	渡辺 優美子	平成25年3月5日	平成25年3月5日
自由民主党福岡県北九州市若松区第三支部	会計責任者	加藤 愛子	牧野 将大	平成24年4月1日	平成25年3月26日
自由民主党福岡県第九選挙区支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区黒崎5-1-3	北九州市八幡西区千代ヶ崎1-3-5	平成25年3月15日	平成25年3月18日
自由民主党福岡県福岡市早良区第四支部	会計責任者	青柳 美奈	有安 剛	平成25年3月19日	平成25年3月19日
自由民主党福岡県宗像郡第一支部	会計責任者	吉村 拓真	山名 ゆりか	平成25年3月1日	平成25年3月26日
自由民主党八幡西支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区黒崎5-1-3	北九州市八幡西区千代ヶ崎1-3-5	平成25年3月11日	平成25年3月25日
日本共産党八幡戸畑遠賀地区委員会	会計責任者	末松 伸	田口 玲子	平成25年1月1日	平成25年3月12日
民主党福岡県総支部連合会	代表者	大久保 勉	野田 国義	平成25年3月16日	平成25年3月22日
	会計責任者	藤田 一枝	吉村 敏男		
民主党福岡県第2区総支部	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間4-1-35グリーンマンション野間107	福岡市中央区舞鶴2-2-1筑邦ビル4F	平成25年3月4日	平成25年3月5日

(12団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あしや町をもりあげ隊	主たる事務所の所在地	遠賀郡芦屋町中の浜9-10	遠賀郡芦屋町高浜町3-3	平成24年11月27日	平成25年3月5日
石橋義博後援会	会計責任者	三角 貴志	牛島 國弘	平成25年3月25日	平成25年3月26日
伊藤英明後援会	代表者	津秋 三二	大塚 明	平成25年3月22日	平成25年3月22日
いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間4-1-35	福岡市中央区舞鶴2-2-1筑邦ビル4F	平成25年3月4日	平成25年3月11日
今井あけみとすこやかな未来をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市南区大池1-15-15	福岡市南区柳河内2-10-55北村ビル102号	平成24年3月13日	平成25年3月15日
いまはせ武和後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町尾仲214	糟屋郡篠栗町大字尾仲104-1	平成23年4月30日	平成25年3月8日
浮羽医師連盟	政治団体の名称	浮羽医師連盟	浮羽郡医師連盟	平成25年2月8日	平成25年3月8日
	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町347-17	うきは市吉井町石亀692		
	会計責任者	梅根 眞知子	古賀 郁利子	平成24年4月1日	
奥村直樹後援会	会計責任者	奥村 三枝	福島 直	平成25年3月26日	平成25年3月27日

遠賀中間薬剤師連盟	代表者	森 保	秋吉 秀尚	平成25年3月19日	平成25年3月19日
	会計責任者	元吉 博之	森 保		
かくだ恵一後援会	会計責任者	高木 俊之	伊藤 恭介	平成25年1月7日	平成25年3月25日
嘉山の会	会計責任者	小林 直樹	田尻 徳雄	平成25年2月26日	平成25年3月1日
粕屋医師連盟	会計責任者	甲斐 須奈子	中西 眞之	平成24年6月3日	平成25年3月28日
北九州維新の会	会計責任者	宮本 年明	宮本 ミチ子	平成25年2月4日	平成25年3月27日
キャプテン@九州	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区守恒本町1-25-15-1001	北九州市小倉南区守恒本町2-1-6-123	平成25年3月25日	平成25年3月29日
県民を主人公に憲法をくらしに生かす新婦人福岡県民の会	会計責任者	中村 香葉	三上 奈加	平成24年11月21日	平成25年3月29日
幸福実現党太宰府後援会	会計責任者	山野 貴弘	建川 絹子	平成25年3月27日	平成25年3月28日
佐々木徹後援会	代表者	佐々木 徹	竹森 正和	平成25年1月1日	平成25年3月19日
	会計責任者	佐々木 徹	佐々木 涼子		
佐藤栄作後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区神岳2-11-21神岳第一ハイツ104	北九州市小倉北区熊本1-2-1フェイスビル2F	平成25年3月29日	平成25年3月29日
	代表者	佐藤 栄作	佐藤 正夫		
	会計責任者	菊池 満	佐藤 まゆみ		
篠原達也後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区堤2-6-20	福岡市城南区宝台団地11棟501	平成24年9月4日	平成25年3月25日
助村千代子後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡志免町志免1-18-5	糟屋郡志免町大字志免1-18-5	平成25年3月8日	平成25年3月8日
周船寺商工連合会政治連盟	主たる事務所の所在地	福岡市西区周船寺2-7-10	福岡市西区周船寺1丁目7-60	平成24年11月1日	平成25年3月11日
政治結社見州義塾	会計責任者	原 義文	草牧 正司	平成25年3月26日	平成25年3月26日
政治文化フォーラム	会計責任者	伊藤 康幸	松藤 浩一	平成25年3月7日	平成25年3月8日
せらちゃん倶楽部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊本1-8-1熊本ビル201	北九州市小倉北区三萩野1-10-19	平成24年12月8日	平成25年3月1日
世良俊明後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊本2-4-7-202号	北九州市小倉北区三萩野1-10-19	平成24年12月8日	平成25年3月1日
高瀬春美後援会	会計責任者	高瀬 美千枝	高瀬 隆憲	平成25年3月18日	平成25年3月21日
田川薬剤師連盟	会計責任者	手島 清彦	早友 絵美	平成25年2月14日	平成25年3月19日
田代文也後援会	会計責任者	田代 照子	赤間 功	平成25年3月26日	平成25年3月26日
田中丈太郎を支援する会	代表者	徳田 哲也	船津 壽幸	平成25年3月27日	平成25年3月27日

てらしま浩幸後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成24年12月4日	平成25年3月29日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者及び公職の種類	寺島 浩幸、衆議院議員			
とい京子とすこやかな未来をつくる会	会計責任者	澤渡 節子	大橋 由美子	平成25年3月14日	平成25年3月14日
とみなが周行後援会	会計責任者	越智 和子	横木 僚太	平成24年9月1日	平成25年3月27日
永岡啓祐後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中井1-31-5	北九州市小倉北区中井1-31-6-502	平成25年3月21日	平成25年3月21日
中島みわ子と未来をつくる会	会計責任者	小川 恭子	豆田 優子	平成25年3月29日	平成25年3月29日
新村まさる後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長丘5-16-27ホワイトスクエア長丘601	福岡市博多区山王1-18-21フェイズイン山王901	平成24年11月7日	平成25年3月4日
仁氣の会	主たる事務所の所在地	行橋市東大橋2-13-12	行橋市泉中央5-2-41	平成25年3月6日	平成25年3月28日
西川京子後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借2-6-3	北九州市小倉北区馬借2-6-6-303	平成25年3月28日	平成25年3月28日
野田くによし後援会	会計責任者	中村 陽祐	山田 朋広	平成25年3月5日	平成25年3月5日
長谷川公成後援会	会計責任者	長谷川 律子	長谷川 照子	平成25年3月22日	平成25年3月22日
林たけのり後援会	主たる事務所の所在地	三井郡大刀洗町大字菅野343-5	三井郡大刀洗町大字菅野330-4ハサコハイツ102	平成25年3月27日	平成25年3月27日
福岡県商工政治連盟遠賀町支部	会計責任者	永見 光裕	中山 伸二	平成24年4月1日	平成25年3月7日
福岡県商工政治連盟田主丸町支部	会計責任者	橋村 芳隆	谷川 嘉男	平成24年4月1日	平成25年3月18日
福岡県商工政治連盟福岡市早良支部	会計責任者	城戸 寛	大野 治憲	平成24年4月1日	平成25年3月19日
ふくおか市民政治ネットワーク・福岡東	会計責任者	澤渡 節子	小野 友紀	平成25年3月14日	平成25年3月14日
ふくおか市民政治ネットワーク・宗像	代表者	高原 由香	野田 幸弥	平成25年3月20日	平成25年3月22日
古川忠正後援会	主たる事務所の所在地	糸島市大字神在223-14	前原市大字神在223-14	平成25年3月26日	平成25年3月26日
堀田富子後援会	代表者	櫻木 京子	松本 ふみ子	平成25年3月25日	平成25年3月27日
またけ研二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区二又瀬5-1	福岡市東区箱崎1-12-22	平成25年3月26日	平成25年3月26日
松本龍後援会	代表者	伊藤 康幸	松藤 浩一	平成25年3月7日	平成25年3月8日
	会計責任者	伊藤 康幸	松藤 浩一		

三嶋俊蔵後援会	会計責任者	檜崎 治久	古家 忠生	平成25年3月26日	平成25年3月26日
三原おさむ後援会	会計責任者	花田 雅祐生	長嶋 良昭	平成25年3月7日	平成25年3月7日
宮下久雄後援会	代表者	中上 市作	下田 寿	平成25年3月26日	平成25年3月26日
村上さとこサポーターズ	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区京町4-5-1 田川ビル102	北九州市八幡西区割子川1-2-25	平成24年11月1日	平成25年3月13日
MELON福岡社会活動委員会	代表者	佐伯 善行	村田 義規	平成24年8月16日	平成25年3月6日
	会計責任者	大塚 康宏	吉原 邦裕		
門司農政連	会計責任者	井上 義和	柳井 信雄	平成25年3月21日	平成25年3月27日
森文字とすこやかな未来をつくる会	会計責任者	澤渡 節子	小野 友紀	平成25年3月14日	平成25年3月14日
森ひろあきを支える会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区守恒本町1-25-15-1001	北九州市小倉南区守恒本町2-1-6 サンハイツ吉田2F123号	平成25年3月25日	平成25年3月29日
森ひろあきを育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区守恒本町1-25-15-1001	北九州市小倉南区守恒本町2-1-6 サンハイツ吉田2F123号	平成25年3月25日	平成25年3月29日
	代表者	森 浩明	中野 文治		
渡辺均後援会	会計責任者	渡辺 均	渡辺 優美子	平成25年3月5日	平成25年3月5日

(59 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第83号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
国民新党福岡県支部連合	平成25年3月1日	平成25年3月22日
自由民主党福岡県建設業支部	平成24年12月31日	平成25年3月26日
自由民主党福岡県福岡市中央区第二支部	平成25年2月19日	平成25年3月1日

自由民主党福岡県ふるさと振興支部	平成25年3月6日	平成25年3月14日
------------------	-----------	------------

(4 団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大藪健介後援会	平成25年3月19日	平成25年3月22日
岡崎忠義後援会	平成25年3月25日	平成25年3月25日
おにき誠を励ます会	平成25年2月28日	平成25年3月1日
かとうじゅん後援会	平成24年12月31日	平成25年3月1日
加納よしのり後援会	平成24年12月30日	平成25年3月14日
亀田安夫後援会	平成25年3月20日	平成25年3月28日
倉智啓後援会	平成25年2月28日	平成25年3月8日
鈴木孝義後援会	平成25年3月25日	平成25年3月25日

高森清子とすこやかな未来をつくる会	平成24年12月31日	平成25年3月29日
竹永忠夫後援会	平成24年12月28日	平成25年3月6日
津田会	平成25年3月19日	平成25年3月19日
富永ひとし後援会	平成25年3月10日	平成25年3月21日
外山寛二後援会	平成24年12月20日	平成25年3月8日
永岡喜久代後援会	平成25年3月10日	平成25年3月13日
中島せいこう後援会	平成24年12月31日	平成25年3月26日
中山みえ子後援会	平成24年12月31日	平成25年3月22日
日本共産党水巻西部後援会	平成24年12月31日	平成25年3月25日
はまの信明後援会	平成25年3月1日	平成25年3月5日
日隈一憲後援会	平成25年3月20日	平成25年3月28日
福岡県商工政治連盟志摩支部	平成25年3月22日	平成25年3月26日

三浦貞雄後援会	平成25年3月20日	平成25年3月26日
結城慎也後援会	平成24年12月31日	平成25年3月27日

(22 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第84号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
木村 優子	粕屋町議会議員	木村優子後援会	糟屋郡粕屋町大字内橋134-11	木村 優子	平成25年3月1日	平成25年3月1日
佐々木 徹	福岡県議会議員	佐々木徹後援会	福岡市東区青葉2-17-2	佐々木 徹	平成25年1月1日	平成25年3月19日
佐藤 栄作	北九州市議会議員	佐藤栄作後援会	北九州市小倉北区神岳2-11-21神岳第一ハイツ104	佐藤 栄作	平成25年3月29日	平成25年3月29日
谷川 康之	香春町議会議員	谷川康之後援会	田川郡香春町大字採銅所4586	谷川 康之	平成25年3月15日	平成25年3月15日
早富 恵子	那珂川町議会議員	早富恵子後援会	筑紫郡那珂川町大字道善5-64-9	早富 恵子	平成25年3月15日	平成25年3月15日
山脇 秀隆	粕屋町議会議員	山脇秀隆後援会	糟屋郡粕屋町原町5-2-7	山脇 秀隆	平成25年3月15日	平成25年3月15日
吉野 博	那珂川町議会議員	吉野博後援会	筑紫郡那珂川町松木3-82	吉野 博	平成25年3月1日	平成25年3月1日

(7 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第85号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

。

平成25年8月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
稲富 修二	衆議院議員	いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間4-1-35	福岡市中央区舞鶴2-2-1 筑邦ビル4F	平成25年3月4日	平成25年3月11日
篠原 達也	福岡市議会議員	篠原達也後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区堤2-6-20	福岡市城南区宝台団地11棟501	平成24年9月4日	平成25年3月29日
助村 千代子	志免町議会議員	助村千代子後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡志免町志免1-18-5	糟屋郡志免町大字志免1-18-5	平成25年3月8日	平成25年3月8日
世良 俊明	北九州市議会議員	せらちゃん倶楽部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊本1-8-1 熊本ビル201	北九州市小倉北区三萩野1-10-19	平成24年12月8日	平成25年3月1日
寺島 浩幸	衆議院議員	てらしま浩幸後援会	公職の種類	衆議院議員	福岡市議会議員	平成24年12月4日	平成25年3月29日
永岡 啓祐	北九州市議会議員	永岡啓祐後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中井1-31-5	北九州市小倉北区中井1-31-6-502	平成25年3月21日	平成25年3月21日
新村 優	福岡市議会議員	新村まさる後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長丘5-16-27 ホワイトスクエア長丘601	福岡市博多区山王1-18-21 フェイズイン山王901	平成24年11月7日	平成25年3月4日
眞武 研二	福岡市議会議員	またけ研二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区二又瀬5-1	福岡市東区箱崎1-12-22	平成25年3月26日	平成25年3月26日
森 浩明	北九州市議会議員	森ひろあきを支える会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区守恒本町1-25-15-1001	北九州市小倉南区守恒本町2丁目1-6	平成25年3月25日	平成25年3月29日
渡辺 一	豊前市議会議員	新政経研究会	公職の種類	豊前市議会議員	豊前市長	平成24年3月25日	平成25年3月26日

(11 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第86号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

法第19条第3項第1号による届出

平成25年8月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成25年3月1日～3月31日

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
加藤 じゅん	福岡市議会議員	かとうじゅん後援会	加藤 じゅん	平成24年12月31日	平成25年3月1日
木下 美徳	遠賀町議会議員	日本共産党水巻西部後援会	木下 美徳	平成24年12月31日	平成25年3月25日
新宮 松比古	福岡県議会議員	新宮まつひこ後援会	新宮 松比古	平成25年3月29日	平成25年3月29日
高森 清子	福岡市議会議員	高森清子とすこやかな未来をつくる会	高森 清子	平成24年12月31日	平成25年3月29日

津田 隆士	福岡市議会議員	津田会	津田 隆士	平成25年3月19日	平成25年3月19日
富永 仁	新宮町議会議員	富永ひとし後援会	富永 仁	平成25年3月10日	平成25年3月21日
外山 寛二	小郡市議会議員	外山寛二後援会	外山 寛二	平成24年12月20日	平成25年3月8日
永岡 喜久代	飯塚市議会議員	永岡喜久代後援会	永岡 喜久代	平成25年3月10日	平成25年3月13日
濱野 信明	北九州市議会議員	はまの信明後援会	濱野 信明	平成25年3月1日	平成25年3月5日
日隈 一憲	宗像市議会議員	日隈一憲後援会	日隈 一憲	平成25年3月20日	平成25年3月28日
三浦 貞雄	宗像市議会議員	三浦貞雄後援会	三浦 貞雄	平成25年3月20日	平成25年3月26日
村田 直治	福岡県議会議員	全国村田なおじ後援会	村田 直治	平成24年12月31日	平成25年3月5日

(12団体)

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第203号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年8月13日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成25年9月23日（月・祝） 午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第204号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成25年8月13日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年9月13日（金） 13：30～16：30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成25年9月16日（月・祝） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成25年9月24日（火） 13：30～16：30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成25年9月26日（木） 13：30～16：30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第205号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟

銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

。

平成25年8月13日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年10月3日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トランプ射撃	各日18名
平成25年10月10日（木） 9：00～17：00（原則）			
平成25年10月17日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年10月3日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第207号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月13日

福岡県公安委員会

福岡県交通安全協会 福岡市博多区千代1-25-15 明石博義	福岡県自動車学校 福岡市城南区田島6-12-26
西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 南雄志郎	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1

福岡県交通安全協会 福岡市博多区千代1-25-15 竹島和幸	福岡県自動車学校 福岡市城南区田島6-12-26
西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 竹島和幸	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1

福岡県公安委員会告示第208号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成15年9月福岡県公安委員会告示第149号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月13日

福岡県公安委員会

福岡県交通安全協会 福岡市博多区千代1-25-15 明石博義	福岡県自動車学校 福岡市城南区田島6-12-26
--------------------------------------	-----------------------------

福岡県交通安全協会 福岡市博多区千代1-25-15 竹島和幸	福岡県自動車学校 福岡市城南区田島6-12-26
--------------------------------------	-----------------------------

雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成25年8月13日

一般財団法人消防試験研究センター  
理事長 鈴木良一

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
福岡地区	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学	平成25年10月27日（日曜日） 午前10時から
筑後地区	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成25年11月3日（日曜日） 午前10時から

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
------	--------	-------	----

書面申請	平成25年8月28日から 平成25年9月10日まで (締切日消印有効)	(一財)消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓口へ持参
電子申請	平成25年8月25日9時から 平成25年9月7日17時まで	(一財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	

## 4 受験願書等の配置場所

(一財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

## 5 問合せ先

(一財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421